

中小企業経済論考

----- 金融を中心として -----

阪口伸六郎

1. 序 言
2. 中小企業の問題
3. 中小企業金融の問題
4. 中小企業金融難の原因
5. 賃 金
6. 若干の考察
7. 金融面の考察
8. 結 語

1. 序 言

一部の大企業を除いて中小企業がわが国産業の99.9%（企業数）であるといわれている現在、中小企業の研究が大企業の研究と切離しては行われ得ないのであるにも拘わらず、大企業偏重の研究ばかりであつたわが国の実証研究も、最近は次第に中小企業を採り上げるに至つたことは、中小企業の研究こそわが国の産業構造の研究に連関することを自覚するに至つたものであると考えられる。勿論戦後のわが国は、市場を失い、過剰人口を抱えて、苦悩の裡に沈んでいるが、中小企業はために潜在失業者を吸収する場となつて経済的にも社会的にも大企業から圧迫されつゝも、却つて経済的にも社会的にも大きな役割を果しているのが現状であることにもよるのである。それはわが国の生産と国民所得と税収の約7割が、中小企業によつて占められていることから分るのであるが、金融においては中小企業は全体の2割を受けているに過ぎないのであることを見落してはならないのである。

中小企業については従来いろいろの角度から論議されてはいるが、その問題の本質を具体的に把握することは容易なことではない。企業の形態やその成立

の歴史的な展開・金融の対策ともいふべきもの・経営における能率的な組織化の問題・技術進歩や経理計算の整備や労働問題の如き企業の近代化と合理化・大企業対小企業との連関からの維持育成 等と解決を要する多くの問題を持ち、しかもそれらの問題の解決は困難にして急を要するものばかりであるからである。政府は中小企業の環境を整備してその活動を活発にさせようと企図しているが、大企業の不当な圧迫を排除出来ないままにしておいて、深刻なる過剰競争を安定せしめんとしても到底調整し得ないし、況んや中小企業の市場拡大対策といつても簡単に効を奏すべくもない。生産力の向上から取り残されたいわゆる低賃金と過重労働である「暗い谷間」が、日本経済において戦前でも戦後でも相変らず大きな存在である中小企業に対して、後進国であつたことの故に大企業政策のみをとらなければならなかつた政府も、今日以後はいつまでも大企業のぎせいに曝しておくわけにはいかないであろう。

小論は現在の日本の経済理論学者、殊に英米の経済学の尖端を必死に探索している学者からみると、怪しからぬかび臭いものと思われるにすぎないであろうが、しかしわれわれは日本経済の実態に即して、乏しい資料の中において如何なる問題がひそんでいるかを探ってみようかと思ふのである。わたくしは「米国では大企業が断然多いと」思つていたところ、実は米国でも 92.5% (企業数) も中小企業が占めているということを知り、最近の日本経済が毎年 130 万の労働力をこなしているが、その多くはサーヴィス業と卸売・小売などの商業部門に吸収されていることを示されるにつけて、中小企業の問題を国民経済の循環を通じて考えてみたいという気持ちに狩立てられたのである。

2. 中小企業の問題

おきざりにされている中小企業においてむづかしい二つの問題がある。その一は中小企業と大企業とのひどい格差である。すなわち、中小企業の生産性と賃金の関係である。中小企業にあつては、成年労働者についてみても一番安いところでは月収 3000 円、高いところで大体 9000 円～10000 円止りであつて、普通の産業の平均給与は大体 1 万 3000～4000 円であるといわれている。従つてこのことは生産性のいかに問わず、賃金それ自身の平衡運動がその中で起る

ことを意味するのである。問題のその二は金融問題である。中小企業に対する大企業の支払いが非常に悪く、機械工業だけでも現在未払い300億を数えるといわれているが、法律でもつて（支払い促進法）処理する以外に途がないとまで考えられているのである。金融の問題はかくして、第一の問題に波及するのであつて第一の問題と第二の問題は相互に連鎖運動を続ける必然性を持つているからである。中小企業の金融の現況を中小企業庁の「中小企業金融実態調査」にみよう。これは昭和30年6月から11月までの6ヶ月間を調査時点とするもので、東京・横浜・名古屋・京都・大阪および神戸の六大都市の中小企業者（工業は従業員5~300人未満、商業は30人未満）を対象としたものであるが、そのあらまは次の通りである。

《資金の需要》 30年6月から11月までの6ヶ月間に「資金借入の必要に迫られた」とするものが工業部門では全体の80%を占め、商業部門では卸売業が75.5%・小売業が45.9%を占めている。工業部門では化学工業90.2%・電気機械器具製造業86%・金属製品製造業85.2%・専門機械器具製造業83.8%、商業部門では織物衣服および身回品販売業が最高で72.6%である。

《資金借入希望額》（借入申込額ではなく実際の希望額） 工業部門では設備資金が8%・運転資金が92%（両者合計100%）、一企業当りの平均借入希望額は設備資金93万1000円・運転資金が1074万1000円（両者合計の一企業当り平均借入希望額1167万円）。設備資金の需要が1割以上を占める業種は印刷出版業・武器製造業・皮革品製造業・ガラスおよび土石製品製造業・紡績業。商業部門では運転資金が94.7%・設備資金は5.3%（両者合計100%）、一企業当りの平均借入希望額は卸売業では637万5000円・小売業では92万9000円である（両者合計の一企業当り平均借入希望額302万円）。

《資金の借入先》 必要資金の申込先は大銀行が74.7%で、次いで地方銀行・信用金庫となつているが、設備資金の中小企業金融公庫および商工中金への申込率は特に高く工業では60%以上・商業では43.7%におよんでいる。

《資金借入成功額》 工業部門では90.2%（29年76.6%）、一企業当りの平均借入成功額は1053万円、借入申込額に対する借入成功率を借入先別にみると、地方銀行96.3%・大銀行95.2%・信用金庫93.4%・中小企業金融公庫直接借

93.1%・商工中金転借91.5%。この成功率を企業の規模別にみると、5～29人未満73.4%・30～99人未満89.9%・100～199人未満91.6%・200～299人未満99.2%と規模の大きくなるほど成功率は高くなっている。

商業部門では成功額は85.3%で一企業当りの平均借入成功額は270万1000円となつている。これを業態別にみると成功率は卸売業では88.9%(29年82.1%)、小売業では70.1%(29年70.1%)でかなり低いものである。借入申込額に対する成功率を借入先別にみると地方銀行97.7%・大銀行93.4%・中小企業金融公庫代理借98.2%・商工中金転借80.4%となつている。

《借入金利》 借入金の金利を日歩でみると、設備資金の最高金利では貸金業者17銭2厘である(親戚知人7銭2厘・取引先6銭3厘・商工中金4銭3厘)。運転資金の最高と最低は貸金業者17銭2厘～12銭3厘・親戚知人10銭5厘～6銭9厘・信用組合4銭～3銭7厘・信用金庫3銭7厘～3銭1厘・商工中金3銭4厘～3銭3厘・相互銀行3銭7厘～3銭・地方銀行2銭9厘～2銭4厘・中小金融特別店舗2銭9厘～2銭6厘・大銀行2銭7厘～2銭4厘となつている。

《歩積・両建預金》 借入先から要求されたものは、工業部門では全体の39%、商業部門は全体の24.7%に達している。歩積率では工業部門においては最高は相互銀行の10%・最低は大銀行の2.2%、商業部門で最高は相互銀行の11.3%・最低は大銀行の4.1%。両建預金の比率で工業部門の最高は相互銀行の

金融機関別にみた工業部門における歩積率・両建預金の比率表

借入先別	相互銀行	信用金庫	信用組合	中小企業金融公庫(代理貸)	地方銀行	中小金融特別店舗	大銀行	その他銀行
歩積率	一〇・〇	八・四	五・三	六・〇	三・九	三・九	二・二	三・四
両金建比預率	五〇・四	三五・九	二一・四	一三・〇	三〇・一	二八・五	二八・一	二九・三

50.4%・最低は信用組合の21.4%，商業部門の最高は相互銀行の41.6%・最低は大銀行の20.8%である。また歩積・両建預金など拘束預金の総預金残高に対する比率は，規模別にみると大きい企業ほど低く零細に近づくにつれて高い。

5人～29人では平均54%・30人～99人では47.6%・100人～199人では38.3%・200人～299人で29.7%となつている。

《借入金の使途》 工業部門において使途は主として運転資金であるが，通常の支出に充当する資金の比率は全体の40.8%・増産に伴う増加運転資金は28.2%，これを規模別にみると5～29人においては増加運転資金の比率が32.2%であるが，30～99人においては通常の支出に充当する資金の比率は35.9%・100～199人では52.2%，また使途別の借入希望額に対する借入成功率は，通常の支出に充当する資金の借入成功率が最高で97.3%・更新のための設備資金94.1%・その他92.9%・納税資金92.6%となつている。

商業部門においては，使途は商品仕入資金が72.2%・販売高の上昇による増加運転資金8.4%・滞貨商品のための増加資金5.9%・設備資金4.9%，使途別必要資金に対する借入成功率は納税資金94.6%・旧債返済資金92.4%・商品仕入資金89.1%・販売高上昇による増加運転資金87%となつている。

《借入金残高》 一企業平均の借入金残高は工業626万円(29年428万円)・卸売業256万円(29年256万円)・小売業46万円(29年46万円)，これを借入先別にみると大銀行69.8%が最高，規模別にみると，5～29人134万円(29年176万円)・30～99人652万円(29年586万円)・100～199人2740万円(29年2487万円)・200～299人11796万円(29年7315万円)，商業部門における借入先別にみると大銀行60.2%・地方銀行15.9%・信用金庫4.8%である。

《預金残高》 一企業平均預金残高についてみると工業部門130万円(29年222万円)・商業部門129万円(29年102万円)となつている。

《返済期限到来の借入金》 昭和30年11月末現在返済期限が来ているにも拘わらず，未返済借入金を持つているものは，工業部門16.5%・商業部門25.4%，一企業当り平均延滞借入金は工業179万円・商業153万円，期間別にみると6ヶ月以内のものが工業43%・商業89.1%，1年以内のもの工業22.1%・商業5.4%，1年以上のもの工業33.6%・商業5.5%である。

《信用補完制度の利用状況》 昭和30年の6月から11月までの間に信用保証協会の保証を申込んだものは、工業部門では全体の17.5%・商業部門10.7%、保証を申込んで全額保証を得たもの工業54.7%・商業34.4%である。同期間内に信用保険付の資金を借入れしたものは、工業では全体の3.6%・商業では2.9%に過ぎない。信用保険制度を認識しているものは工業においては全体の50.7%・商業においては3.8%である。

3. 中小企業金融の問題

昭和30年11月末日を調査時点とする「中小企業金融実態調査」の結果を概括すると、一般の経済好調の波に乗って資金繰り状況も前年に比して好転したということが出来る。すなわち、昭和29年に比較して資金需要の増大が目立っているが、借入成功率も高率になつたし、借入金残高は総体的に減少しており、預金残高も工業は減少しているが、商業は増加の状況にある。しかし拘束預金は40~50%という高率で、金融機関の中小企業に対する信用度は依然として低く、信用保証・信用保険制度の利用程度も認識度合も不十分であつて、中小企業の金融難は容易に解決すべくもない。小口貸付の条件を緩和したり、直接貸付対象の拡大を図つたり、貸付最高限度の引上げを行い更に貸付期間の延長をなすことが果して出来るであろうか。

特掲金融機関（全国銀行・相互銀行・信用金庫・信用協同組合・商工中金・国民金融公庫・中小企業金融公庫・日本輸出入銀行・日本開発銀行・生命保険会社・損害保険会社）から中小企業への融資残高は30年12月末で約1兆9229億円で戦後最高額であつた。31年1月末では約1兆8879億円で、その内訳を金融機関別にみると銀行約1兆1117億円(58.9%)・相互銀行約3613億円(19.3%)・信用金庫約2163億円(11.4%)・商工中金約631億円(3.3%)・国民金融公庫約469億円(2.5%)・信用協組約390億円(2.1%)・中小企業金融公庫約463億円(2.5%)である。中小企業が借りている資金は殆んど銀行からで(6割)、中小企業専門金融機関からは4割しか出ていないから、従つて法律をもつて普通銀行の融資総額の5割までを中小企業向けにまわし、その上郵便貯金と簡易保険の年間増加額の半分(約1000億円)を中小企業に還元せよとい

特掲金融機関貸出残高中に占める中小企業貸出の割合の推移

(単位100万円)

年月	総額	中小企業貸出	比率%	年月	総額	中小企業貸出	比率%
28 3	2,813,149	1,207,243	42.9	30 4	4,058,471	1,661,478	40.9
〃 12	3,584,727	1,548,422	43.1	〃 5	4,082,241	1,671,297	40.9
29 3	3,636,194	1,539,605	42.3	〃 6	4,117,878	1,690,375	41.0
〃 6	3,693,663	1,520,016	41.1	〃 7	4,158,168	1,708,738	41.1
〃 9	3,803,710	1,548,673	40.7	〃 8	4,189,168	1,734,778	41.4
〃 10	3,841,709	1,558,048	40.6	〃 9	4,230,275	1,773,650	41.9
〃 11	3,887,732	1,580,213	40.6	〃 10	4,252,232	1,793,358	42.2
〃 12	4,006,970	1,648,999	40.1	〃 11	4,312,347	1,827,950	42.4
30 1	3,992,137	1,620,770	40.6	〃 12	4,476,282	1,922,923	43.0
〃 2	4,014,835	1,631,991	40.6	31 1	4,431,108	1,887,975	42.6
〃 3	4,047,855	1,656,630	40.9				

う政治運動（日本中小企業政治連盟）が起つて来ている。

次に貸出金利であるが、中小企業庁の「金利負担調査」によれば、貸金金利の一番安い市中銀行の中小企業に対する実質貸出金利は日歩3銭4厘～7厘といわれている。現在の中小企業専門金融機関の貸出金利は、中小企業金融公庫・国民金融公庫は日歩2銭6厘3毛（年9分6厘）・商工中金は手形割引日歩2銭7厘・手形貸付日歩2銭7厘5毛・中期貸出（1年以上2年未満）日歩3銭1毛（年1割1分）・長期貸出（2年以上）日歩3銭1厘5毛（年1割1分5厘）・相互銀行や信用金庫は平均日歩3銭2厘である。銀行は現在普通日歩2銭2厘であるから中小企業専門の金融機関の貸出金利は高過ぎるのである。しかも多額の歩積・両建預金が要求されるが故に、実質金利は上述の金利より5割増ぐらいとなるのである。中小企業金融の問題は、① 中小企業専門金融機関の資金が乏しいこと、② 貸出金利が高いこと、③ 中小企業の信用力が薄弱である と要約される。そしてその金融難を招く原因として、技術や設備の不良と大企業よりの影響や問屋組織の混乱などが挙げられるのである。

4. 中小企業金融難の原因

中小企業金融難の最大の原因は大企業よりの影響であろう。大企業の下請企

業に対する支払遅延は、90日～120日が圧倒的に多くて全体の77.9%を占めている。これに品物を納入してから手形を受けるまでの日数約60日（検収期間10日～20日・検収後支払いまで30日～40日）が加算されるから、結局150～180日はかゝることになる。中小下請工場実態調査（昭和29年5月）によつて作られた第1表～第5表を参照してその結果をみれば、「大企業に泣く下請企業の低収入・低賃金の悪循環」が表面化していることが読みとり得るのである。

第1表 受取手形の期日別業者数 (単位%)

業種別	最長日数	60日未満	60日	90日	120日	150日	150日超	計
造船工業	120		42.4	54.6	3.0			100.0
車輛工業	150	5.6	5.6	72.2	16.6			100.0
自動車工業	135		3.3	83.3	13.4			100.0
オート三輪及びオートバイ工業	165		3.4	38.0	55.2	3.4		100.0
自転車工業	180			16.0	68.0	16.0		100.0
電気機械工業	150	2.2	2.2	69.5	19.6	6.5		100.0
通信機械工業	159			42.9	50.0	7.1		100.0
計器工業	150			37.5	62.5			100.0
産業諸機械工業	210			32.8	61.2	3.0	3.0	100.0
紡織機械工業	150			38.9	50.0	11.1		100.0
原動機工業	180			30.8		23.1	46.1	100.0
光学及び精密機械工業	150			56.0	44.0			100.0
兵器工業	135	3.7	3.7	63.0	29.6			100.0
ミシン工業	180	3.3	30.0	20.0	30.0	13.4	3.3	100.0
時計工業	152		17.7	15.3	28.5	38.5		100.0
紡織工業	105	52.3	20.4	27.3				100.0
建設工業	180	7.1	14.3	78.6				100.0
計		6.1	8.7	45.4	32.5	5.4	1.9	100.0

第2表 支払遅延の影響別業者数 (単位%)

業種別	支障を来していない	若干支障を来している	非常に支障を来している	不明	計
造船工業	64.6	26.2	9.2		100.0
車輛工業	47.2	47.2	5.6		100.0
自動車工業	54.9	33.3	9.8	2.0	100.0
オート三輪及びオートバイ工業	23.7	47.4	28.9		100.0

自転者工業	26.9	50.0	23.1		100.0
電気機械工業	33.3	36.2	29.0	1.5	100.0
通信機械工業	22.2	40.8	33.3	3.7	100.0
計器工業	28.6	42.8	28.6		100.0
産業諸機械工業	31.7	39.0	25.6	3.7	100.0
紡織機械工業	46.4	36.6	14.6	2.4	100.0
原動機工業	22.2	27.8	50.0		100.0
光学及び精密機械工業	28.1	40.6	31.3		100.0
兵器工業	47.4	28.9	23.7		100.0
ミシン工業	45.5	30.3	21.2	3.0	100.0
時計工業	33.3	37.1	29.6		100.0
紡織工業	76.2	15.5	1.2	7.1	100.0
建設工業	62.2	18.9	18.9		100.0
計	44.9	33.5	19.7	1.9	100.0

第3表 支払遅延の支障別業者数 (単位%)

一対象工場が二項目以上答えたものも含めて集合したもの

業種別	原料の購入停止	賃金の支払遅延	債務の返済遅延	税金の滞納	外注・再下請の支拂遅延	賃金の切下げ	労働強化	人員整理	工場の一部休業等	その他	不明	対象数
造船工業	21.7	34.8	56.5	43.5	34.8	4.3	8.7	4.3		17.4		100.0
車輛工業		21.1	47.4	31.6	36.8	5.3						100.0
自動車工業	9.1	27.3	59.1	36.4	36.4			9.1		13.6	4.5	100.0
オート三輪及びオートバイ工業	3.4	41.4	44.8	44.8	31.0	3.4	6.9	10.3	20.7		3.4	100.0
自転車工業		31.6	42.1	42.1	31.6	5.3	5.3	10.5	5.3	10.5	42.1	100.0
電気機械工業	8.9	26.7	46.7	46.7	26.7	6.7	11.1	8.9		17.8		100.0
通信機械工業	10.0	60.0	75.0	65.0	55.0	5.0	5.0	35.0	5.0	5.0		100.0
計器工業	6.7	26.7	66.7	53.3	40.0			20.0	6.7	6.7		100.0
産業諸機械工業	9.4	34.0	54.7	43.4	32.1	1.9	9.4	9.4	5.7	13.2	5.7	100.0
紡織機械工業		57.1	57.1	57.1	23.8	4.8		19.0			4.8	100.0
原動機工業	21.4	42.9	42.9	50.0	21.4	7.1	7.1	21.4		21.4		100.0
光学及び精密機械工業	8.7	34.8	30.4	43.5	13.0		17.4	4.3		8.7		100.0
兵器工業	10.0	30.0	40.0	45.0	40.0	5.0		15.0	30.0			100.0
ミシン工業	5.9	29.4	35.3	70.6	35.3			11.8	5.9	23.5	5.9	100.0
時計工業	5.6	33.3	61.1	22.2	16.7		5.6	11.1	11.1	16.7	5.6	100.0
紡織工業		21.4	35.7							7.1	42.9	100.0
建設工業		42.9	35.7	21.4	50.0	7.1	7.1	21.4	7.1	14.3	7.1	100.0
計	7.5	34.7	49.5	43.3	30.8	3.4	5.9	11.7	5.7	10.6	5.9	100.0

第4表 下請単価の利益状況別業者数 (単位%)

業種別	生産コストを割っている単価	生産コストすれすれの単価	生産コストより若干利益あり	不明	計
造船工業	7.7	47.6	38.5	6.2	100.0
車輜工業	8.3	47.2	44.5		100.0
自動車工業	3.9	33.3	60.8	2.0	100.0
オート三輪及びオートバイ工業	2.6	23.7	71.1	2.6	100.0
自転車工業		52.3	46.2	1.5	100.0
電気機械工業	4.4	50.7	44.9		100.0
通信機械工業		29.6	66.7	3.7	100.0
計器工業		28.6	66.6	4.8	100.0
産業諸機械工業	3.7	51.2	45.1		100.0
紡織機械工業	17.1	43.9	39.0		100.0
原動機工業		38.9	55.6	5.5	100.0
光学及び精密機械工業		37.5	62.5		100.0
兵器工業	10.5	52.6	36.9		100.0
ミシン工業		48.5	51.5		100.0
時計工業	11.1	29.6	59.3		100.0
紡織工業	7.2	46.4	46.4		100.0
建設工業		18.9	78.4	2.7	100.0
計	5.1	41.8	51.3	1.8	100.0

この支払い遅延が(第2・3表をみても分るように)中小企業金融の支障となつているものが53.2%であり、さらにそのシワよせは賃金の支払遅延・賃金の切下げ・労働強化・人員整理(34.7+3.4+5.9+11.7=55.7)となつて従業員に55.7%もよせられているのである点を注目しなければならない。中小企業の低収益性(第4表参照)も勿論この悪循環の一環であつて、到底設備の更新や近代化などは思いもよらないことを物語るものである。

5. 賃 金

中小企業の低収益性による結果ともいい得る問題として、低賃金といわれる実態がある。今日低賃金の問題の中で、問題として最後まで残る問題は、事業所の規模による賃金格差であつて、第5・6・7表にても分るように中小企業の賃金は、大企業に比べると6~7割というのがようやくという現状である

第5表 製造業規模別平均賃金 (昭和29年5月) (単位円)

産 業	9 人以下	10人—19人	20人—29人	30人—49人	50人—99人	100人— 199人	200人— 499人	500人以上
製 造 業	8,974	9,040	9,536	10,027	11,031	12,263	13,711	16,681
食 料 品 製 造 業	8,669	8,676	9,059	9,890	11,082	13,434	14,317	13,466
紡 織 業	7,071	6,935	6,879	7,464	7,641	8,059	8,501	10,079
衣服及び身廻品製造業	6,799	6,086	6,589	6,309	6,841	6,912	7,367	—
木材及び木製品製造業	8,102	8,200	8,565	8,950	9,870	10,415	12,273	—
印刷出版及類似産業	9,525	10,409	11,668	11,771	13,466	13,548	15,156	19,169
化 学 工 業	10,220	10,946	12,702	13,285	13,829	14,612	17,888	17,256
ゴ ム 製 品 製 造 業	10,661	9,557	11,840	10,070	11,418	11,808	11,757	12,661
ガラス及び土石製品製造業	8,622	8,807	9,088	9,854	11,016	12,510	18,062	22,229
第一次金属製造業	11,118	10,861	11,609	12,538	13,993	15,263	17,980	19,824
金属製品製造業	10,874	10,406	10,859	11,274	12,387	14,421	15,749	18,153
機 械 製 造 業	10,798	10,778	10,716	11,240	12,461	13,706	15,250	17,597
電気機械器具製造業	9,952	11,015	10,402	10,679	12,278	12,897	14,494	18,102
輸送用機械器具製造業	11,166	11,920	11,525	11,391	13,220	15,831	16,694	20,515
精密機械器具製造業	10,968	8,699	10,235	10,158	9,918	12,707	14,740	18,963
その他の製造業	9,600	9,517	9,587	10,350	11,251	13,540	16,073	19,984

(アメリカの中小企業の賃金は大企業と変わらないということであり、且つ中小企業は大企業に従属していないであろうし、大企業の中小企業に対する支払いは短期の現金支払か三十日以下の手形であると聞くのである。従つて中小企業は商品の販売にさえ努力をすれば、資金繰りにおいて大企業と対等たり得るわけであり、この事実が重要である)。

第6表 男子労働者の企業規模別平均給与

(労働者・個別賃金調査) 昭和29年

企業規模	全産業	製造工業
15—29人	11,309円 (83)	11,175円 (83)
30—99	13,567 (100)	13,405 (100)
100—499	15,804 (117)	15,845 (118)
500—999	17,954 (132)	18,549 (139)
1000—	19,708 (145)	20,924 (156)

第7表 製造工業労働者(男女計)の企業規模別平均給与

(労働省毎月勤労統計)

	平均月間給与			指数		
	30—99人	100—499人	500人—	30—99人	100—499人	500人—
昭和25年	6,774 ^円	8,154 ^円	9,599 ^円	100	100	100
26	7,968	9,803	11,888	118	120	124
27	8,891	11,324	13,903	131	139	145
28	10,091	12,663	15,657	149	155	163
29	10,893	13,392	16,793	161	164	175
30 (暫定数字)	11,280	13,502	17,620	167	166	184

しかも年を追つて賃金の規模別格差は拡大する傾向にあり、大企業の中でも高額賃金を受けるものの数は比較的僅かである。昭和29年の事業所統計調査によれば、500人以上の大企業ともいふべき事業所における従業者の数は全事業所従業者数の15%であり、これに反して30人未満の事業所の従業者は全従業者の過半の58%である。製造工業の事業所においても500人以上の大企業の従業者の22%に対して、30人未満の小企業の従業者が44%を占めているのである(第8表参照)。そして年を追つて増加する従業者の半数以上が、30人未満

の小企業に吸収されているのであるから、賃金格差を縮小せんとすれば全国的には莫大なる企業収入を要するのであり、到底現今の低収入の小企業にとっては格差の解消ということは夢想だにも及ばないことである。アメリカや英国においては大企業と中小企業との間に賃金格差のみられない原因の一つとして、「最低賃金制が実施されていて、賃金の下限がそれによつて支えられているからである」と説かれているが、わが国においても最近に至つて漸くこの事も論議され出してはいるが、何といつても中小企業の低収益をそのままにしては、最低賃金制の確立だなんて叫んでも、机上の空論に等しいであろうと思われる。

第8表 事業所の規模別従業者数

(統計局・事業所統計調査)

官公民営の業	従業者数(1000人)			百 分 比		
	昭和 22	昭和 26	昭和 29	昭和 22	昭和 26	昭和 29
全 産 業						
1—29人	9.057	10.194	10.960	55.0	58.2	58.3
30—99	2.446	2.594	2.737	14.9	14.8	14.6
100—499	2.378	2.093	2.220	14.5	11.9	11.8
500—999	822	668	735	5.0	3.8	3.9
1000—	1.743	1.979	2.137	10.6	11.3	11.4
計	16.446	17.528	18.788	100.0	100.0	100.0
製 造 工 業						
1—29人	3.084	2.386	2.704	50.0	41.3	43.7
30—99	1.046	970	1.087	16.9	17.5	17.5
100—499	892	914	1.062	14.4	16.3	17.1
500—999	340	319	404	5.5	5.7	6.5
1000—	816	954	938	13.2	17.2	15.1
計	6.178	5.543	6.196	100.0	100.0	100.0

備 考 1000人以上の大企業の賃金を100として、50人以下の小企業の賃金をみれば、アメリカ82.6、英国82.5、日本48.5を示している。

労働の賃金というものは、結局は国全体として持っている生産力によつて規定されるとするならば、アメリカ・英国・日本の国々の国全体として持っている生産力がこれを規定していることになるであろう。

6. 若干の考察

大企業と中小企業との間を如何に調整するかということと、資本の投下が何故に中小企業に多いのかという日本経済の宿命的問題を、どのように理解しその根拠を何処に求めることが出来るであろうか。又いろいろと圧迫を受けている中小企業において、自由公正な競争が行われるように合理化を行うということとを、理論的にどう理解したらよいのであろうか。

完全競争を前提とするならば、同種産業の各工場の生産物は理想的にいえば全く同一となり、生産物一単位当りの費用が最小になるように企業が行なわれるであろう。そうなれば賃金の格差も起らないであろうし、大企業対中小企業の対立もなくなつて、最適規模一色の企業が実現すると考えられる。それに反して独占という仮説から出発するとその点は一体どうなるのであるか、独占の弊害として非難される点は、高い価格をきめて消費者の利益を奪うということであろう。独占者にとっては、同一の商品を異つた地域や階層に属する購買者群に対して、異なつた価格で販売することの方が有利となる。完全競争の支配している場合には「一物一価の法則」が支配する筈である。経済上の競争にあつては、互に他を排して最大の経済的效果を發動せんとするから、競争が行なわれるためには、完全競争にしる、独占にしる、自由経済という前提条件を必要とするのであつて、この点が頗る重要である。経済上の自由とは、各人が如何なる職業に従事しようと、また如何なる生産をしようと、如何なる消費をしようと、なんら拘束を受けないことを意味するものである。従つて、統制や計畫の劇しい強固なる中央集権化のもとにあつては、競争の行なわれる余地は全くない。この意味において、現実の基盤である資本的経済的自由が完全に自由でないのであれば、完全なる競争も独占も起らないこととなる。けれども現実の自由が完全でもなく中間的のものであれば、競争でも完全競争でも独占でもない中間的のものとなるのは当然のことである。

さて完全競争ということであるが、純粹の競争のもとにあつては自然に市場価格が与えられて、その価格のもとにおいて最大の経済的效果を収めることが出来るように、商品の需給量が調節せられるのである。この時正に価格のパラ

メーター機能に従つて、売り手または買手の行動が決定されるのである。完全市場というのは、同種の商品が人為的・制度的・技術的に制限なく取引し得る場である。完全競争の行なわれる完全競争市場においては、消費者計畫も生産者計畫も市場価格が中心となつて行なわれるわけであるから、長期的にみれば、市場価格は平均生産費に一致するであろうし、限界生産費とも一致することになる。すなわち、内部的にも外部的にも均衡条件が成熟して、最適規模のもとにおいて「一物一価の法則」の支配が行なわれるに至るのである。

独占にあつては、自然的独占や法律的・制度的独占はさておき、経済的独占の場合には、企業者間に激しい競争が生じて大規模設備を利用する結果、弱小企業は市場より駆逐されるが、この時大企業の利する点は、大規模設備利用にかゝる大量生産によつて平均生産費を低下せしめることが可能となることである。かゝる大企業生産に対して、消費者は消費組合とか労働組合とかの組織の力をもつて、組織的に対抗する以外に手段や方法がないのである。それと同様に、大企業の出現になる不完全競争に対する対抗手段としては、中小企業は組織の力に頼ること以外にはない。不完全市場における問題としていわれているのは、輸送費として不完全知識の点であり、不完全市場において均衡（産業均衡）が成立するためには、限界生産費と限界収入とが一致することが必要であるとされているが、価格（一産業全体の平均収入）と平均生産費とが均等することが更に必要なる条件として加つて来るのである。一企業が均衡状態であれば、その限界収入と限界生産費とが均等となつて、カレツキーの説く如くその独占利潤は次の式

$$xp\mu = xe_a + x(O_a - O_m) + x(w_a - w_m) + x(r_a - r_m)$$

によつて与えられる。そしてこれを経済全体に拡大すれば

$$\Sigma xp\mu = \Sigma xe_a + \Sigma x(O_a - O_m) + \Sigma x(w_a - w_m) + \Sigma x(r_a - r_m) \text{ となる}$$

[kalecki, m.: Essays in the Theory of Economic Fluctuations p.18—32]。

そして資本設備を一定とする短期においては、独占企業による経済的搾取の程度（独占度）は、「総生産額に対する粗資本家所得と労働の報酬との分配率が近似値的に平均独占度に等しい」となるのである。自由放任においては期せずして完全競争も独占も「一物一価の法則」が純粹理論的に成立するのであると

せられて（勿論前提の設け方において問題があるが），両者を並べてみて結論的にいえば同じ法則に帰結せられるのは何故であろうか？という問題こそ重要であるとわたくしは感じているのである。

完全競争においては，長期的にみて行きついた点にて市場価格が平均生産費に一致し，独占においては，短期的には限界生産費と限界収入とが一致し，或は価格と平均生産費とが均等することが条件となつたのであつた。前者は市場価格，後者は一産業における市場価格ともいわるべき平均収入という差があつても，安定か不安定か・長期か短期かはともかく均衡状態においては，「一物一価の法則」が成立するとみてよいであろう。その上「一物一価の法則」は，一定の時・同一の公開市場においての無差別の法則から導かれたものであるとか，市場の完全性から導かれたものであるといわれるけれども，異時点においては同種の商品も変動するのであるが，しかし『このことは「一物一価の法則」の成立を妨げない』という命題にも問題があるのである。そして今一つの問題として考えられるものは，均衡状態という点である。自由経済・完全市場・均衡状態そして「一物一価」ときめつけて，日本経済の現実を分析すれば一体どういうこととなるのであるか。市場関係の非独立性に悩んでいる日本の中小企業は，市場形態を通じて完全競争理論や不完全競争理論でもつてしては，均衡論的考察にとつても有益な出発点となりうるであろうか？

次に問題として考えねばならないことは賃金である。そもそも賃金とは「法的に自由な契約によつて正当に確定された労働用役の報酬である」といわれるが，前提とされるべき社会条件はかゝる賃金の成立を現実において許さない。もしもすべての人が皆同様であつて，且つすべての職業が同様であるならば，いかなる種類の労働に対する賃金水準の間にも格差の生ずる筈がないのであるが，しかしといつて，危険である仕事と危険でない仕事・職務遂行上愉快的な仕事と不愉快的な仕事・習熟に長年月を要する仕事とそうでない仕事，というように当然格差をつけて賃金の均等化を図らねばならない均等化的格差といわれるもの（わたくしは当然格差と呼んでいるのであるが），そのような格差は認めねばならないのである。けれども現実には，殊に中小企業にあつては，当然格差すらも重んぜられないどころか無視されているのである。「同一労働同一賃

金の原則」も「当然格差」も現実には実現されていないということは、すべての人が同様であるという仮定をはずさねばならないということ、意味するものではないのである。しかし、といつて無数の異種類の労働の存在と、それに伴う複雑な賃金構造を果して現実には存在として認めているであろうか？ いな決してそうではないのである。

「労働市場における非競争集団」という質を中心とした、「内部的には競争をするが外部からの競争を許さない労働者の諸集団」という概念も考えられているが、それは実際には完全代替でもなく、完全非競争でもない。勿論「蛙の子」は「蛙の子」といわれる如き集団が存在していて、現に確立されている賃金格差を世襲的に生きている傾向も一部にはみられるも、けれども、それに対して「同一労働同一賃金」の原則と矛盾しないとする考察は行われるどころかそのような存在をこそ理論的に検討して排除すべきである。

中小企業における企業規模別・産業間の格差に対しては、日本の現実において、「労働市場」といえるものが果して存立しているのか、又「同一労働同一賃金」の原則が成立しているのかといえ、それは全くほど遠い状況にあるといわねばならない。「労働移動の自由」とか「同一同質労働の存立」とかを極端に仮定しなくても、非競争的原因と考えられるべきものは多くあつて(心理的作用・地域的作用・経済状況的作用など)、それが賃金の不公正を生んでいる現状や、更に労働組合の強力な存在が大企業と小企業における賃金格差を生む一原因なりという説明などに注意する必要がある(労働組合の供給独占力が格差を生ずる要因であるという場合、小企業の労働組合の組織化が供給独占を阻みうるか？ということが問題となるも、生産力の差という点のみで考察を進めると現実には格差は消滅しないけれども、理論的につきつめれば消滅する筈である)。他方現今では雇用者の需要独占に対しては、労働組合の存在によつて限界収入生産物以下の賃金支払による搾取に対抗して、需要独占的均衡を対立せしめて《賃金率+需要独占利潤=労働の限界収入生産物》を実現している事実を確認すべきである。

第一次大戦後の世済経済は「自由経済の終焉」という変調を来たし、第二次大戦後は経済の独占乃至集中によつてその市場支配に著しい変化が見られるに至つたのである。「商品の価格が需要と供給の関係から自然に競争的に決定

される」という理論も、「産業均衡の条件としての限界収入と限界費用との均衡」という理論も、現実の解明にはもはや不毛であろうが、しかし独占理論で割り切つても却て誤りに落ち込むであろう。勿論、企業規模が大きくなりその産業における生産の集中度が高いほど市場支配の生ずることは否めないが、単に大企業の存在とか経済集中の事実だけをもつて競争を云々してはいけない。日本経済の構造的特性は農業部門と中小企業部門の量的比重が高くして、しかも主要産業における少数の売手独占寡占 (oligopoly) が顕著である点にある (24産業において各10社以内の大手が総生産の90%以上を占めている)。その産業において上位十社の生産高合計がその産業全生産高において占める割合50%以上のものも寡占に含めて計上すれば、基礎産業・重要輸出産業をはじめ、大多数の産業部門が寡占状態であると計上されるのである (50産業以上になる)。日本経済における支配的市場形態が寡占であつても、相当特殊な基礎的条件がそれを取囲んでいて、生産及び価格の変動に大なる影響を及ぼしているのである。何となれば、日本経済にあつては生産量は着実な成長率をもつて上昇していても、物価水準に周期的変動が見られることが注意を要する点である。農業部門や中小企業部門の多い日本経済では、不況期であるからといつて生産量を制限することは相等無理であつて、価格を下げるとなると各企業は一定の収益を得んがためには余計に生産して企業経営の維持に努めねばならなかつたからである。以上の点に注目すれば、中小企業の解明には「資本の集中乃至企業系列化の過程を通じて中小企業経済の生産と価格との問題を分析しなければならぬ」ことを知るであろう。

一般に農産物鉱産物の如き原材料は原則的に伸縮的価格であり、工業製品の加き完成品にあつては建値乃至販売価格が費用に基づいて決定さるべきである。しかし日本経済における場合にはその点は非常な例外であつて、それは農産物中の中心である米価はパリテ、指数との連関における費用決定価格であるから、従つて伸縮的価格の作用し得る市場の分野は次第に縮小されつゝあるのである。この点からいうと、「わが国の中小企業には価格効果とか生産効果とかを論ずる市場の分野が果して存在するか」という問題が特に検討を要する次第である。日本の主要産業が寡占と呼んでよい程支配的であるならば、産業

構造的にも問題であり価格機構の点においても問題である。それは企業者が全額平均費用（可変費用と固定費用の合計）に一定率の間接費的のものを加え、更に慣習的に公正と考えられる利潤を加えて計算する所謂フル・コスト原理が導入され得るかどうかということである。すなわち、わが国の中小企業が、市場構造的に寡占である産業界に対応するためには、フル・コスト原理に適応する協定を如何なる仕組でもつて合理的に行い得るかということになるのである。非常に不確実なデータと複雑な腰だめの計算による概算を単純に行つてする取引方法をもつてして、大企業に対抗せんとする現段階の中小企業にあつては、到底需要と費用・価格と売上高・生産費と産出高との関係を合理的に把握出来るであろうか、資本の利子を何処に付加するであろうか、価格を通じてフル・コスト原理を活用して大企業に如何に対応するであろうか、価格と生産量や価格と取引量を如何に調整するのか、などと頗る気づかわれる多くの問題を多分に含んで持つていたのである。場合り主義の生産と販売・ハッキリしない経営組織・でたらめの経理・企業経理と家計の未分離（どんぶり勘定）の中小企業に対して、弱き信用力・高き貸出金利・資金源不足の中小企業専門金融機関をもつてしては、どうして中小企業金融問題の解決が可能となるであろうか？

経済理論の妥当する場を持つていないわが国中小企業に対する合理的組織化の方法は、「理論より出発して理論を踏み切る以外には途がないのである」とわたくしは考えている。

7. 金融面の考察

わが国中小企業問題は既にみたる如く実に金融以前の国民経済構造上の問題ではあるが、その表面上の解決を金融対策に求めているのである。

中小企業金詰りの原因は、1) 売掛回収遅延、2) 売上利益の減少、3) 売上の減少、4) 仕入資金経費の増加、5) 税負担の増加、6) 資金借入の困難である。従つて中小企業金融の特異性として、1) 資金の絶対的不足、2) 全国に散在した凡ゆる業種に互る企業に対する凡ゆる種類の金融（広汎・複雑多岐な金融）、3) 信用力の不足 が挙げられるのである。これに対して中小企業金融対策として、1) 金融機関の整備強化、2) 財政資金の導入、3) 信用補

強制度の三点が挙げられているのみである。

中小企業対策中資本蓄積対策と税制改革の問題は対策の中心となるのであるが、その中でも殊に租税対策と金融の問題はその核心問題をなしているのである。

1) 税体系については、中小企業における所得税や法人税に対する納税者負担の過重感を軽減するために、或程度間接税に移行せしむること。

2) 税法については、中小企業の所得は勤労に対する報酬であるから勤労控除的措置をとること。世帯年所得50万未満のもの税率の引下げ・法人年所得500万円未満の税率の引下げ・同族会社の積立金に対する課税の廃止を行うこと。

3) 税務行政については、青色申告の普及を図りその申告者の特別控除措置をとること。

要するに中小企業問題は単なる金融対策のみでは到底救済し得ないのであつて、第一次的には金融問題の解決こそは極めて重要であり、国家も財政投融资上或は特殊資金導入上（国家資金を流すこと、国家による信用保険・見返資金・日銀別枠資金・資金運用部資金・国庫余裕金の活用等）又企業指導育成上に深く介入して対策解決に努力を払う必要がある。

中小企業に対して考慮すべき第一の金融問題はその内部金融のそれである。今問題を国税に限ると、最も重要なのは所得税と法人税との関係であり、その中で同族会社の問題がある。実質は個人組織であつても形式だけは法人の姿をとる企業が法人の大多数を占め、そして其の数が激増しているのである。終戦直後は商工業所得が所得額の約3分の2を占めていたが現在は約4分の1となつているも、これに反して終戦直後に所得税の約3分の1を占めていた給与所得が今は約4分の3を占めていて、「所得税は給与所得税の別名である」とまでいわれるに至つている。これは終戦後に常に繰返えされたベース・アップの結果として給与所得が増加したことにもよるが、他は商工業の相等部分が個人組織をやめて法人の形態をとつた結果でもあるから、従つて同族会社とそうでない会社との間に現在以上の明瞭な線をひく必要がある。しかし、これは商法の規定とも密接な関係がある故に、税制だけで解決出来る問題ではない。

中小企業の中で、所得の少ない零細企業などは戦前ならば税金がかゝらな

かつたのに、現今では納めねばならないのである。次に法人の所得と個人の所得との関係であるが、法人の所得に法人税を課しそれが個人に配当されたときに所得税を課することは、二重課税であるか否やについて議論が行われているが、シャ、プ勧告後ではこの場合の法人税と所得税の課税は二重課税であると考えられてその調整方法が講ぜられたが、現在では必ずしもその立場が一貫されていないから、この点につき更に進んだ解決が必要である。

個人企業の所得には事業所得税がかゝり、法人企業の所得には法人税がかゝるのであるが、法人企業の場合は経営主も従業員の一部として給料を貰うので、貰った給料に対しては給与所得税を納めなければならない（そのほかに個人企業にも法人企業にも地方税である事業税や住民税がかゝる）。その結果実際は個人企業でありながら、形だけの会社組織によつて法人企業になつていものが多くことが問題であるが、特に少数の家族だけが従業員となつている同族会社に問題があるのである。所得税法第3条の2、同法第67条によつて（経営の実体は個人企業と変わらないのに、税金を安くするための法人企業には個人企業と同じように税務署では取扱つていても）同族会社が税金を安くする目的で会社組織をとつている場合は、税金の負担が不当に低くならないようにすることが出来るように税法上規定されている。結局これらの規定によつて中小企業は税金を安くする目的をもつて法人組織にしてみても、その実益は殆んどないのである。

青色申告の特典項目は20もあるが、税金が安くなる主たる項目は、1) 専従者控除（個人企業の事業主が納める事業所得税の場合に仕事に従事している家族があれば所得額から一定額を差引く）、2) 家事関連費（個人企業にも法人企業にも認められ、商売に必要な交際費や接待費を所得額から差引く）、3) 貸倒準備金（個人企業にも法人企業にも認められ、毎年12月末現在の貸金、すなわち、売掛金や貸付金の5%以内の額を貸倒準備金として所得額から差引いてもらえる）、4) 価格変動準備金（手持ちの商品が値下りをして損をしたときに穴埋めをするための準備金で、一定額を所得額から差引くことを認めるもので、個人企業にも法人企業にも行われている）等であるが、この制度は個人企業の事業主が納める事業所得税にも法人企業の納める法人税にも適用され

るが、しかし中小企業がせつかく青色申告をしても、税務署がそれを信用しないのではその効果があまりないという声もあるくらいである。実際にかけられる税金は大企業と中小企業とでは公平の点においてかなりの開きがあり、中小企業は1割くらい割高であるともいわれている。

租税原則として負担公平の原則が強調されるが、今後の日本経済にあつては、新しい傾向として租税原則の上に多くの経済政策を採り入れる必要があり、従来の税制改正においては減税を基調として行われて来たから比較的円滑に行われたのであつたが、中央・地方財政の窮乏が叫ばれている現在においては、内部金融と租税との連関を勘案して特に資本蓄積の立場から税制改正や増新税を行わんとすれば、烈しい現実の抵抗を相当覚悟せねばならないのである。税制の改正も必要であるが、「書かれた税法」と「行われている税法」との間に大きな開きが存在しては、税制の改正それ自体が全く無意義なものとなるから、それ故に租税行政の上に一段の努力が払われるべき理由がこゝにあるのである。

問題の要点は租税の内部金融に及ぼす効果であり、租税が中小企業の純収益額を著しく減少し自己資金調達能力を甚だしく減殺していることである。従来中小企業の成長は収益の留保を通じての内部的金融によつて行われて来たが、現在は内部資金は最早金融源としては役に立たなくなり、同時に又外部資金を支配する能力も（租税が中小企業の金融に及ぼした影響によつて）阻害される至つた（過去においては中小企業金融は外部資金に対する需要ということは第一次的ではなかつた）。かくして、中小企業の外部金融問題を前面に押し出したのは租税による影響が大であることによると考えねばならない。

重税の企業収益に及ぼす直接的影響は、企業が収益の内部留保を通じて行つて来た自己金融能力を減殺している事実であつて、累進的課税の下では所得税負担は利益が多い年には急激に増大するが、翌年になつて課税額を支払うときには、そのときには収益が低下しているかもしれないし、或は損失を受けつゝあるかも知れない。それ故に所得税を企業利潤の水準の相違に従つて公平に調節を行うことが出来るならば、再投資のための合理的に収益と信用とを強化する目的に役立つであらう。それ故に中小企業はもつと金融的に独立し得るように努力を払わなければならない。すなわち、企業目的のために留保される純収益

特別に控除を行う方がよい(再投資目的のための蓄積)。わが国の税制は終戦後改革され、シャ、プ勧告以後改正に改正を重ねて今日に至っているが、国税と地方税とが小企業に如何なる影響を与えているかを考えてみると、そのために結果的にいつて中小企業は自由経済を支える起動力を持ち得るや否やが問題となつて、(租税政策と経済政策とが一致して小企業を維持育成するという施策を講ぜざる限り)昭和9~11年当時の小企業たり得ないこととなり果てるのである。その上に税収の点においてのみ小企業を課税対象とするときは、「租税国家の危機」は矛盾に矛盾を重ねて激発を招くであろう。財政投融资点については昭和31年度においては民間資金との総合的活用により経済自立に必要な資金を重点的に確保せんとする方針がとられた結果、資金運用部資金中国民生活や中小企業への融資は25%前後であるのに対して、開発銀行・電源開発会社・輸出入銀行・金融債引受などによる大企業への融資は45%前後であるから財政投融资のあり方については慎重なる検討が必要であり、更に税制との連関や中小企業との内部金融という観点においても検討を要するのである。結論的にいえば、小企業は法人であれ、個人であれ、国家財政の歳出のしりは財政投融资に持ちこまれておる現在、又国税のしりは地方税へとシワ寄せされておるが故に「小企業の内部金融は期待する方が間違いだ」といわねばならないのである。

中小企業の外部金融に対する恒久的解決と目される中心原理を求めねばならないのであるが、企業に対する政府の直接貸付は補助金政策や財政投融资という観点からなされているから、これらは緊急対策としか中小企業には期待出来ないものである。従つて新しく事業を始めるための資金・生活資金・赤字を埋めるための資金・税金を納めるための資金・借金を返すための資金などの融資は受けにくいものとなつているのである。一般に金融機関が貸付を認めるのは、企業が合理化されていて業績の上がつていることが建前であり、その企業や企業の属する産業が発展していることが条件となる。しかし、この建前や条件の以前に中小企業の合理的組織化が行われねばならないし、金融機関に適応出来る安全性の樹立と流動性の保全や信用規準の修正が必要となり、信用保証にしろ信用保険にしろ、保険型の保証とが信用プールとかの金融機関や制度に対す

る対応が要求されているに至っているのである。

戦後の中小企業に対する特殊金融としては、1) 日銀の中小企業別枠融資制度、2) 見返資金からの中小企業融資、3) 日銀の信用組合からや無尽会社からの国債買入、4) 国庫余裕金・預金部資金等の財政資金の預託（国庫指定預金）、5) 特殊金融機関の融資力強化、6) 大銀行の中小金融専門店開設、7) 地方公共団体による貸付事業 等が行われて来たが、そもそも中小企業金融においては二つの立場が論ぜられている。すなわち、普通にいう金融問題として対処すべきであるという立場と、社会政策的見地から解決を企図すべきであるという立場である。この二つの立場が過去において混同されて、政策や対策において焦点をぼやけしめて曖昧となつたのである。社会政策を援用して金融のベースにのるようにし、組織化と協同化と合理化を促進して救済策を講じて、大企業に対して抵抗力を増大せしめて対等化する必要があるのである。金融対策としては社会政策的に一時的に金融難を打開することも重要ではあるが、そのみでは「中途半端の対策に終る」といわざるを得ない。何となれば財政支出の面における社会政策的対策は、財源の制約上焼石に水式に終るためであるからである。失業人口の逃避所・過剰人口の吸収所としての社会政策的金融から一步を進めて、中小企業の維持育成から発展へとしての施策を打出すべき必要があるのである。

更に外部金融についての利子と租税の問題をみななければならない。先ず利子の問題であるが、生産額に比較して支払い利子の比率が高いときには原価に及ばず影響が非常に大であるから、利子は生産活動に重要な役割を有するに至りために利子の原価性が問題となるのである。支払利子が、一事業年度で資本金を超過したり或はその50%以上も支払う会社は全体の25%ぐらひはあろうし、支払利子を売上高の2%以上払う会社は全体の30%近くあるであろう。

ケインズは「一般理論」塩野谷訳83~85頁において、要因費用から利子費用を除外しているが、彼は「貨幣論」鬼頭訳第二分冊3~4頁にあつては、利子費用を要因費用の中を含めているのである。

固定資本設備の建造や買入量（長期分析）を一定とすれば、長期債についての長期利子費用の変動は問題とならなくなるから、日々の産出量の変動と連関

を持っている利子費用としては借入経営資金に対する短期利子費用となるのである。その故に限界主要費用が短期利子費用を含まない場合には、短期均衡の成立には短期供給価格が限界主要費用を短期利子費用に等しい額だけ上回ることを必要とするのであるから、従つて短期均衡は長期均衡達成の構成の一環となつて、経営資金需要の変動としての短期投資活動の変動は長期投資活動の変動につれて受動的に影響を受けることになる。短期利子費用の発生ということは、限界主要費用と平均主要費用の差額中の利子費用でカバーし、限界における短期均衡は短期利子費用を含まない限界主要費用と短期供給価格の均等によつて達成されるのである。

「貨幣論」に述べるところは、要因費用の中に利子費用と正常利潤を含める場合であるから、限界的企業者の立場ではなくして代表的企業者に係る分析である。「一般理論」に言及しているところによれば、資本の限界効率の推測に当つて、資本の収益を求める要因費用から正常利潤及び利子費用まで差引いているが、その点が問題となるとわたくしは考える。それにもまして、もしも供給価格と主要費用の差額をもつて利子費用の経済活動に与うべき影響をとらえるものとするならば、いよいよ「一般理論」的立場が問題を投ずることとなる。利子費用の変化は投資活動の変化を通じて有効需要に影響し、又供給価格の構成要因として短期的には価格水準に、長期的には供給価格の構成比率の変化を通じて生産構造に影響を与えるのである。中小企業における利子の原価性を論ずる場合に金融と利子率との連関を重視するときには、短期均衡分析におけるが如き「短期利子費用の無視」という態度には、われわれは従い得ないのである。短期分析に堪え得るような条件を中小企業に求めるのは無理ではあるが、長期分析においても中小企業の成立の基礎条件を到底求め難いのではあるが、といつてわれわれは市場論的か経営論的にか分析の焦点を何処かに求めねばならないであろう。金利比重の増大は企業資本における借入金の増大に基づくものであり、この点については企業の資本構成並びに収益の配分の問題として税制その他との関係から総合的に考察されねばならない。企業の利益金が減少するにつれて利益金と支払利息との差が著しく狭められて来て、支払利息が税引利益金を上回っているのが現実であるとすれば、税金は性質上利益金の低下に

際しては減少するも、支払利息はその固定費的性格から利益金とは一応無関係におかれており、むしろ最近では結果において漸増しつつあるのである。それであるからこの支払利息の固定費的性格が、利益金或は税金との関係において金利を負担以上に過大に感ぜしめているのである。現実の固定資産の低評価は減価償却の不足を齎して架空の利益の計上となり、それだけ企業の税負担を一層重からしめて結局税引後の実質的利益を減少せしめ、しかも資本利益率は資産の過少評価のため過大に計上されるがために、企業をして社内留保を減少せざるをえざる結果となつて来て、社内留保はかくして資本蓄積分にならない点が生じて外部金融への依存度を大ならしめているのである。従つて税負担の増大が直接社内留保による自己資本の増加を阻害しているばかりでなく、間接的にも資本構成の是正を阻止しているということになる。このような現実に関する限り、「金融問題の解決」が、すなわち「中小企業問題の解決」ともいえるであろう。

最後に租税において問題となるのは現行税制の不均衡という点である。中小企業と大企業とでは現行税制よりうける影響に如何なる相違があるか、その点に関して固定資産再評価制度や租税特別措置を検討する必要がある。固定資産再評価制度は再評価額に照応する減価償却を認めるものであるが、他方償却費の増大に照応して課税所得が減少するため法人税・事業税が軽減される結果、大企業と中小企業との間に産業別差別課税となる作用を果さしめている。特別償却制度は超過償却を通じて大企業に対して利益の社内留保を可能ならしめるものであり、引当金や準備金においても同様のことがい得る。大企業の法人所得は準備金・引当金・特別償却などの諸制度によつて過少に算出されて、その結果所得が資本や費用として非課税となり、中小企業においては逆に資本たるべきものが所得として課税されているのである。この関係は地方財政にもあらわれ、国税と地方税との連関は地方財政窮乏の根本的原因ともなつて、地方財政の窮乏は中小企業を圧迫するのである。零細企業においては主人や家族の労賃部分に対する課税が喰い込んでいるのが問題であつて、その点において中小企業にあつては、税金は利潤部分から資本部分へ、資本部分から労賃部分へと喰い込んでいる結果中小企業の再生産を妨げているということが出来るの

である。

いい残された財政投融资の社会政策的な質的な問題としては、資本制経済は必然的に都市工業地帯と農漁村経済地帯との間に経済発展上の断層を生ぜしめた点であるが、独占寡占への進展は中小企業の経済的窮乏を結果しているから、恐慌回避のための財政投融资とともに社会政策的財政投融资が（国内の経済的均衡維持のために）求められてくることは必至のこととなる。そして世界経済にみられる競争の激化は国際経済的均衡維持のための財政投融资を要求するに至り、更に総合立体的な財政投融资としての産業構造的計画的な経済合理化のための施策を当然に必要としているのである。中小企業に対する財政投融资は、金利の優遇や補助金・補給金・租税特別措置といった質的補完の意味を持ったものでなければならず、他方において経済合理的には量的補完の意味を持たせる必要がある。それ故に、わが国の中央・地方財政の計画的投融资が、中小企業を質的にも量的にも補完する状態に到達する時こそ、「わが国経済力に相応した合理的発展化が達成された」といい得るであろう。

8. 結 語

中小企業の賃金格差特に工業における賃金格差は、多くの不熟練工を含む中小工業ほど賃金の景気感应度が大きいからそのために不況期には軽工業の賃金が重工業賃金に比して相対的に一層低落することにより、「益々賃金格差は拡大する」といわれているが、しかも生産性に賃金格差が即している点を鑑みるときは、労働組合の大きな力を無視することが出来ないということが現実分析で明らかにされているが故に、従つて中小企業の労働組合の勢力の確立こそが賃金格差解消の日本的対応策の中心となるのである。

しかし、原料高が賃上げを阻み、原料高の負担を大企業から中小企業に転嫁する現象が発生し、ために大企業よりも中小企業の所得率が低くなり、特に不況の場合にはかゝる中小企業は製品安と原料高に挟撃されて所得率は低落せざるを得ない。かくして生産性は賃金と価格の動きとなり、所得率の変動を結果することとなるのである。わが国の如き加工貿易体制のもとでは容易に生産と所得が乖離し易いであろうから、中小企業における蓄積の問題はそのために霧

散するに至っているのである。

生産性の上昇が価格を引下げずして所得率を引上げ得るのは、わが国の産業が寡占的産業であつて競争的産業は価格を引下げ、労働組合の力が強いときは賃金を上げることが可能にするのである。

市場の分析は従来単に完全競争・不完全競争・独占・寡占というものに限られていたが、諸産業間の賃金格差を生ぜしめる原因に対して、寡占度や労働組合組織率の与える影響を考察しなければ、日本経済の現実も中小企業の経済論考も検討出来ないのである。

市場構造に立ち入つて賃金と価格と所得分配の変動の実証を通ずることなくしては、中小企業の金融対応策を論ずる資格のないことを明らかにするに止つたが、いろいろの条件を捨象してしまえば若干の考察として記述した点は、わたくしは、究極の目標の「しるべ」として理論を尊重するとともに、現実アプローチとしてでなくして、如何に現実がその「道しるべ」に程遠いかを示し得たにすぎない。

しかるに大企業の発展と結びつかない多数の小企業は、その存立条件を何処に求むべきであるか？ 不完全競争は果して小企業の市場を保護するのであるか？ すなわち、高い小企業の死亡率が繰返し生れる新しい小企業による置換えを可能ならしめるのであろうか（大阪市周辺の中小企業に特に著しい）？ しかもその説明として、中小企業の利潤分配が低いためにその結果中小企業の実質賃金が高まらざるを得ないから存続すると説く仮説には、いさゝか疑問なきを得ないのである。中小企業を経済理論的に採り挙げて痛感したことは、非理論的な悲劇的分析を大いに必要とするということであり、反対に他方においては却て純理論を成立せしめる条件を求めて、それによつて純理論の成立を妨げている条件を排除する努力に徹しなければならないとおもう。中小企業論考は「一方において純理に喰い下るとともに他方において現実に接近していかねば、到底論考としての存在を許されないところの悲劇的性格を持つものである」とわたくしは考えるわけである。